別紙１　「記載要領」

１　提出等書類一覧（各１部）

（１）　競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）
（２）　競争入札参加資格確認資料（様式第２号）及び関連添付書類
（３）　競争入札参加資格確認通知書（様式第３号）
（４）　競争入札参加資格確認申請に係る委任状（※必要に応じて提出）
（５）　主任（監理）技術者重複申請調書（様式第４号）（※必要に応じて提出）

２　競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）の作成

申請者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入すること。

３　競争入札参加資格確認資料（様式第２号）に添付する関連書類

（１）　解体工事に係る総合評定値

最新の経営事項審査結果（契約締結日から１年７か月以内の審査基準日のものに限る。）の写しを添付すること。

（２）　解体工事に係る特定建設業の許可（通知）又は建設業許可証明書

特定建設業の許可を証明できるものの写しを添付すること。

（３）　配置予定技術者の資格の確認に要する書類

配置予定技術者の資格を証する書類として、技術者資格者証の写しを添付すること。また、監理技術者にあっては監理技術者資格者証の写しを添付すること。なお、監理技術者資格者証は、有効期間内のものを両面コピーすること。

４　競争入札参加資格確認通知書（様式第３号）の作成

申請者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入すること。

５　競争入札参加資格確認申請に係る委任状の作成

代理人申請の場合、「競争入札参加資格確認申請に関する権限」又は「入札・契約に関する一切の権限」について、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に添付する委任状に準じて作成すること。ただし、すでに年間委任状を境町長に提出している場合は、その写しでも可能とする。

６　主任（監理）技術者重複申請調書（様式第４号）

配置予定技術者が、他の入札参加予定工事との重複が想定される場合は、主任（監理）技術者重複申請調書を提出すること。なお、他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置できなくなった場合には、取下書を開札日時までに持参、又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

７　その他

（１）申請書提出後の技術者の変更は認めないので、技術者の選定にあたっては、

資格要件を十分に確認のうえ提出すること。

（２）提出書類は、いずれもＡ４版縦の用紙を用い、片面使用・横書きとすること。綴じ方は、様式第１号、様式第２号及び様式第２号に添付する資料の順に綴じ込み、左余白に綴じ代25㎜程度(上下・右余白は任意)を確保し、ホッチキス又はガチャック留めとすること。なお、様式第３号及び委任状(代理人による申請の場合)は別様とし、クリップ又はガチャック留めとすること。

（３）提出書類の作成にあたり、資格要件等の問合わせを行う場合は、電話のみとし、来庁による担当者への問合わせは行わないこと。なお、問合わせ先は次のとおり。

茨城県猿島郡境町役場
総務部財務課管財室　担当　小林
TEL　0280-81-1318(直通)
FAX　0280-86-7521

別紙２「工事費内訳明細書作成に関する注意事項」

１　この入札においては、入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書(以下「明細書」という。)の提出を求める。

２　明細書の提出のない者のした入札は、無効とする。

３　明細書は、Ａ４版(縦書き、又は横書き使用いずれでも可)とする。また、複数枚になってもよい。

４　明細書の様式は、任意とするが、閲覧・一時貸出用設計図書に添付されている本工事費内訳書を利用して単価、金額欄を記載したものを提出してもよい。この場合、工事価格欄に「見積価格」と記載すること。なお、見積価格は、消費税相当額を含まない額とすること。

５　明細書には、作成日、工事名称及び商号・代表者名（押印要）を記載すること。なお、前記必要事項を記載したものを表紙として明細書の他に別様とすることができる。ただし、閲覧・一時貸出用設計図書の工事概要書、あるいは本工事費内訳書を表紙として使用してはならない。

６　明細書に記載する見積価格は、入札書の入札金額と一致すること。

７　明細書の内訳は、閲覧・一時貸出用設計図書に添付されている本工事費内訳書の細別・規格程度まで記載することを目安とする。なお、閲覧・一時貸出用設計図書の工事数量総括(内訳表)、種別及び数量一式レベルよりも詳細な内訳であることに十分留意すること。ただし、閲覧・一時貸出用設計図書の本工事費内訳書の数量欄が一式表示である場合は、この限りでない。

８　明細書は、積算の内訳を明らかにするものであることから、端数処理の場合を除き「値引き」あるいは「割引」などの根拠のない減額項目を記載しないこと。

９　明細書の記載に不備等があった場合は、説明を求めることがある。

10　提出された明細書は、返却しない。また、提出後の引換え、変更又は取消しは認めないものとする。

11　談合があると疑うに足りる事実があると判断した場合には、提出された明細書を公正取引委員会等に提出することがある。

12　明細書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。